
調 査 官 の 意 見

1 意見

事件本人の監護者を相手方に指定することが相当であると考える。

2 理由

(1) 本件

本件は、共同親権下にあるものの、昨年5月から父と別居し、母に監護されている3歳10月の長女について、父母それぞれから自らを子の監護者に指定することを求める申立てと、父から子の引渡しを求める申立てである。

(2) 検討

本件の検討に際しては、現在の監護が始まった経緯の評価、監護環境（過去の監護とその態様、監護態勢、監護能力等）の評価、監護状況（事件本人の生活状況、監護環境との適合性等）の評価等を吟味する必要がある。

ア 現在の監護が始まった経緯

事件本人は、平成22年5月6日に相手方とともに[]から相手方の実家に移り住んで申立人と別居し、現在まで相手方に監護されている。

申立人は、主にこれを連れ去りと指摘する等して子の引渡しを求めている。他方、相手方は、連れ去りを否定するも、別居の際、事件本人の当面の監護者に関する合意がなかったことは認めている。

この点、事件本人が共同親権下にあることを考えれば、過去の監護やその態様といった事情はともかく、合意なく、監護状況が変えられたことは肯定されるものではない。

しかし、別居の直前まで甲第12号証の資料12のとおり離婚について具体的な協議が行われていたこと、現在も面会交流や婚姻費用分担等を初めとして激しく争い、双方が別居を前提として子の監護者の指定を求めていること等を考えると、今後も別居前の状態が再開される見込みが乏しいと考えられる。そのため、相手方が合意なく当時の監護環境を変えたことだけをもって、申立人に事件本人を引渡す根拠とするには足りない。むしろ、相手方のそうした行為は同人の監護能力の一側面と捉えて後に考慮することとして、その他の監護環境や監護状況等の評価とともに、総合的に子の監護者の指定及び子の引渡しの相当性を検討していくべきであろう。

イ 監護環境

(ア) 過去の監護とその態様

事件本人は、出生時から申立人と相手方に監護されてきたが、別居後は相手方に監護されている。

出生時から平成22年3月頃までの間と、別居から現在までの間については、相手方が主として監護してきたことに争いが無い。

しかし、平成22年3月頃から別居までの間については、双方とも自らが主として監護にあたると主張し、争いがある。

この点、乙第6号証の保育園の連絡帳の写しによれば、平成22年3月まではもっぱら相手方が記入していたところ、平成22年3月頃からは申立人が記入する頻度が増えていることがうかがえる。ただし、それ以外に申立人と相手方の監護の分担の程度を明らかにするような客観的事実は見あたらず、現時点でどちらが主として監護していたかを明らかにすることはできない。少なくとも、平成22年3月頃から別居までの間に申立人の勤務態勢や相手方の生活状況等が大きく変化したという事情は見あたらず、監護態勢が大きく変わったとも考えにくい。

したがって、事件本人の出生から現在に至るまで、主に事件本人を監護してきたのは相手方であると考えの方が自然であろう。

なお、監護の態様に関しては、特に大きく争ってはいない。今回、 保育園及び 保育所へも照会したが、当時の双方の監護の態様の問題をうかがわせるような事情は特に見あたらなかった。

(イ) 監護態勢、監護能力等

申立人は、現在、自らの実家に居を移し、両親を監護補助者として、事件本人の保育園を準備する等の監護態勢を調べている。経済面や健康面等でも問題はない。調査においても事件本人への関心や愛情がうかがわれ、また、事件本人との関係性や適合性を疑わせるような事情も特に見受けられなかった。

他方、相手方は、自らの実家で事件本人を監護しており、現在は無収入であるが、監護補助面でも経済面でも両親の援助を得ることができており、監護態勢に問題はない。健康面でも問題ない。事件本人への関心や愛情がうかがわれ、事件本人への対応にも概ね問題がないと評価でき、家庭訪問時には事件本人との関係性や適合性が良好であることが見受けられた。

ただし、相手方は、申立人が紛争を治めようとせず、事件本人を争いに巻き込んでしまう傾向があるとして申立人の監護者としての適格性を否定し、他方、申立人は、相手方が事件本人を連れ去った上、面会交流も制限しているとして相手方の監護者としての適格性を否定する。

そこで、それらを監護能力の一部として、まず、申立人に関して検討する。相手方の問題視する申立人の言動のうち、大半は、相手方が合意なく監護環境を変えたこと等が発端になり、双方のやりとりが高じて生じたという側面が否定できないものである。しかし、「事件本人をマスメディアに晒したこと」に関しては、申立人なりに主張欄のとおり意図があったとはいえ、結局はその意図に反して相手方との紛争を拡大させ、面会交流の争いにまで発展させてしまったことは事実であり、また、直に事件本人を争いに巻き込んでいるという評価は免れない。

続いて、相手方に関して検討する。相手方は、前述のとおり、合意なく監護環境を変更したものであり、その点では事件本人を争いに巻き込んでいるという申立人同様の評価を受けることになる。ただし、申立人の指摘する、面会交流の制限については、別居後も面会交流が行われていたところ、紛争の拡大により一時的に中断していると捉えることができる。一般的に、当事者が激しく争い、子に影響が及ぶ可能性のあるような場合には子の福祉を考えて面会交流を中断する可能性がない訳ではない。そのため、本件においても、面会交流の制限だけをもって相手方の監護能力が不十分であるとまでは言い難いところがある。

なお、申立人は、相手方と事件本人の海外転居の恐れと、それに伴う父子交流の断絶を心配し、他方、相手方は、申立人の転勤等を懸念するが、いずれも具体化しているものではなく、現時点でそれらを明らかにする客観的資料は見あたらない。その他、相手方は、申立人の勤務態勢の融通の限界を指摘するが、申立人は、監護補助者の協力を得る予定であり、問題はない。

ウ 監護状況

事件本人は、現在、別居前から利用してきた保育園の一時保育を利用しながら、もっぱら相手方に監護されている。生活状況、心身の状況は良好であり、特に問題はない。家庭訪問時には、相手方や監護補助者との同席場面、別席場面の観察を行ったが、事件本人は、健全な反応を示しており、監護環

境との適合性、相手方や監護補助者である相手方の父母との関係は良好であることがうかがえた。

(3) 結論

以上から、当事者が別居状態であり、事件本人の監護者の指定を要する特別な事情があると考えられるところ、双方とも監護態勢は良好であるが、お互いに事件本人を紛争に巻き込みがちな傾向があり、監護環境としては優劣の付けがたいところがある。ただし、事件本人の出生から現在に至るまで主に相手方が事件本人を監護してきたと考えられ、その監護の態様には問題が認められなかったこと、また、現在も相手方が監護し、事件本人もその監護環境に良好に適合していること等も考慮すると、事件本人の監護者を相手方に指定することが相当であると考ええる。

なお、申立人からの子の引渡しの申立てについては、子の監護者の指定の結論に応じて判断することが相当であると考ええる。